

令和7年度委託訓練事業におけるデジタルリテラシー習得  
促進のための取組について

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされています。

つきましては、各訓練コースにおけるデジタルリテラシーの取組については以下のとおりとなります。

1 取組方法

デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、以下の取組を行ってください。

(1) デジタルリテラシー習得を促進するための取組み

訓練受講者のデジタルリテラシー習得を促進するため、その必要性・重要性を周知することにより、デジタルリテラシー習得の意欲を喚起いただくようお願いいたします。

また、独立行政法人情報処理推進機構 IPA が運営するポータルサイト「マナビDX（デラックス）」の使い方（無料講座の検索方法等）等の周知、訓練実施機関から全ての訓練受講者に別紙1の資料「デジタルリテラシーについて」の配付（白黒、両面等の形式は自由）、合わせて別紙2のリーフレットの配付を行っていただき、厚生労働省ホームページには別紙1のカラー版も掲載されていることを周知いただくようお願いいたします。

(2) 就職に必要なデジタルリテラシーの実践による習得

訓練受講者が各訓練分野の就職に必要なデジタルリテラシーを実践により身に付けるため、デジタルリテラシーを含むカリキュラムの例をまとめた「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」（県様式14）を参考に、各訓練分野において就職に必要と考えられるデジタルリテラシーを検討し、DX（ディーエックス）リテラシー標準のいずれかの項目に該当する内容を含むカリキュラムの設定に努めていただきますようお願いいたします。

2 カリキュラム設定の留意事項

上記1（2）のカリキュラムを設定する場合は、以下の事項にご留意ください。

- (1) 委託訓練実施要領第1章第9の訓練設定時間の中で設定すること。
- (2) デジタルリテラシーを含むカリキュラムのみで単独の科目を設定することを求めるものではないこと。
- (3) 必ずしもパソコン等のデジタル機器の操作を求めるものではないこと。
- (4) 別紙3のチェックシートに記載のカリキュラムの例はあくまで例示であり、別紙4のDXリテラシー標準の項目に沿うものであれば例に載っていないものでもかまわないこと（その場合はその他の欄に内容を記載してください。）
- (5) 訓練コースの申請の際は、記入済みの別紙3のチェックシート及び訓練内容の該当箇所がわかる資料等の書類を提出すること。

### 3 その他

国実施要領が改正された場合は、取扱いに変更が生じる場合があります。